

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」
2. 日時：令和2年11月12日(木) 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、津金主任安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職
日本原燃(株)
大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他14名
東京電力ホールディングス(株)
サイクル技術グループマネージャー 他1名
関西電力(株) 原子燃料部長 他2名
中部電力(株) サイクル戦略グループ課長
四国電力(株) サイクル技術グループリーダー
九州電力(株) 原子力設備グループ課長

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)等に関し、令和2年11月5日の面談(※1)及び令和2年11月9日の審査会合(※2)を踏まえて、当日提出資料に基づき、申請書記載事項の整理状況等について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ・分割申請の考え方について、第1回設工認申請として分離建屋(A・B)が想定されているが、MOX加工施設や廃棄物管理施設の設工認申請を含めた日本原燃全体としての作業工程との関連性を整理すること。その際、先行する実用炉の審査状況を参考に、補正申請等の工程を検討すること。
 - ・再処理施設、MOX加工施設、廃棄物管理施設の設工認申請で選定している耐震安全上重要な建屋について、隣接建屋による影響を考慮す

べき建屋の考え方と隣接影響の説明方針を整理すること。

- ・類型化を行う上での技術基準規則の条文の分類について、評価が必要な条文に漏れがないよう整理すること。また、評価項目を含まない条文においても、添付書類で説明が必要な事項があるため、分割申請との関係を含めて、添付書類の作成においては留意すること。
- ・評価項目と添付書類の関係において、技術基準規則第36条に係る重大事故等対処設備の構造評価を耐震性に関する説明書で取りまとめるとのことであるが、前提となる設計方針は健全性に関する説明書で記載した上で、具体的な評価は耐震性に関する説明書で記載する旨明確にするなど、添付書類相互の関連性を踏まえて記載の内容を整理すること。また、耐食性に関する説明は技術基準規則第37条第1項第1号等への対応として必要なものであるため、添付書類での位置付けが明確になるよう整理すること。
- ・分割申請においては、第1回申請において、第2回以降の申請も含めた全体的な申請内容の説明を行った上で、第2回以降の申請との関係性が明確になるよう記載を整理すること。
- ・設工認対象設備等の選定については、整理フローでの判断項目（機器等の仕様の特定の必要か、基本設計方針で機器等の特定の必要か）の具体的な方針を明確にして、設工認作成要領等を整理すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「分割申請の考え方」

「類型化、分割申請と添付書類の関係」

「設工認申請対象設備等の選定について」

「設工認作成要領（仕様表の記載）について」

※1 令和2年11月5日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」

※2 令和2年11月9日の審査会合

「第383回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」